

釧路湿原国立公園管理計画書

平成18年8月

北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

目次

1	管理計画区設定方針	1
2	管理の基本的方針	2
	(1) 保護に関する方針	2
	ア 風致景観の特性及び保全対象	2
	イ 保全対象の保全方針	2
	ウ 保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針	2
	(2) 利用に関する方針	3
	ア 利用の特性及び利用方針	3
	イ 利用施設の整備及び管理方針	3
	ウ 利用の指導及び利用規制方針	3
3	風致景観の管理に関する事項	3
	(1) 許可、届出等取扱方針	3
	ア 特別地域に係る取扱方針	3
	イ 普通地域に係る取扱方針	6
	(2) 公園事業取扱方針	6
4	地域の開発、整備に関する事項	13
	(1) 生態系保全対策	13
	(2) 自然公園施設	13
	(3) 一般公共施設	14
5	土地及び事業施設の管理に関する事項	14
	国有財産の管理	14
6	利用者の指導に関する事項	14
	(1) 自然解説に関する事項	14
	ア 自然に親しむ運動	14
	イ 博物展示施設の利用、運営	14
	ウ 自然探勝路の利用、管理	14
	エ 解説板等の整備方針	15
	(2) 利用の規制	15
	ア 自動車の利用規制	15
	イ 野営の規制	15
	ウ ボートの規制	15
	エ 植生保護のための立入規制	15
	オ その他スポーツ、レジャー、各種行為への対応	15

カ 自然利用のマナーの徹底.....	15
(3) 利用者の安全対策	15
7 地域の美化修景に関する事項.....	16
美化清掃計画	16
8 その他	16
野火対策	16

1 管理計画区設定方針

本公園は、北海道の東部、釧路川に沿って展開する我が国最大の湿原、釧路湿原を中心とした面積 26,861ha の公園である。

公園区域は釧路市、釧路町、標茶町及び鶴居村の 4 市町村にまたがるが、釧路湿原とそれを涵養する河川、丘陵地の一体的な景観と生態系により構成されており、これらの適正な保護と利用を推進するため、本管理計画においては公園全体を一つの管理計画区として取り扱う。(図 - 1)



図 - 1 管理計画区分図

2 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

本公園は、北海道東部、釧路川に沿って展開する我が国最大の湿原、釧路湿原を中核とする公園である。

釧路湿原においては、他の地域では既に喪失してしまっている平野部の原自然が保存されており、湿原に広く優占するヨシと散在するハンノキ林、蛇行する河川等が構成する自然性の高い広大な水平的景観は、我が国では他に類例のない特異性を有している。また、当湿原を構成する高層湿原、中間湿原及び低層湿原ではそれぞれに特徴的な植生が見られ、国内希少野生動物種であるタンチョウを始めとする各種鳥類のほかキタサンショウウオ、イジマルリボシヤンマ等貴重な動物も生息する豊かな自然生態系が維持されている。

また、湿原の東側にみられる塘路湖等の湖沼は、湿原景観に変化を与えるとともに、水鳥等の重要な生息地となっている。

さらに、ミズナラの二次林等に覆われた湿原の背後を取り囲む台地・丘陵地は、湿原景観の好展望地であるとともに、湿原に連続した一体的な優れた景観を構成している。

したがって、当公園の主たる保全対象は次のとおりである。

釧路湿原の水平的景観及び自然生態系

湖沼景観及び湖沼生態系

湿原を取り囲む台地・丘陵地の景観

イ 保全対象の保全年方針

釧路湿原の優れた景観と豊かな生態系の厳正な保護や再生に主眼を置き、湿原の自然のメカニズムや生態特性の解明を図るため、広範な調査研究を進める。

塘路湖等の湖沼については、優れた湖沼景観の維持、水鳥及び希少な水生生物の生息環境の保全並びに適正な利用の増進等の観点から、湖沼環境や湖岸線等の適切な保護を図る。

湿原等との一体的な景観の維持、集水域を含めた湿原生態系の保護及び展望利用等に対する良好な利用環境の確保等の観点から、湿原及び湖沼を取り巻く公園内の丘陵地については森林を含め適切な保護を図る。

ウ 保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針

過去の人為的行為等により損なわれた湿原植生等の自然生態系を回復させるため

釧路湿原自然再生協議会での議論を踏まえつつ、自然再生事業を実施する。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

自然性の高い水平的な景観の展望と湿原の探勝が本公園の主な利用形態となっている。このため、特徴ある植生や貴重な野生生物に対する理解を深めるとともに、過剰な利用を避けるなど、湿原生態系への人為的影響が少ない方法による自然とのふれあいを推進することにより、今後ともこれらの利用形態が適正に行われるように配慮する。

イ 利用施設の整備及び管理方針

湿原生態系は、人為の影響に対し極めて脆弱であることから、湿原域とその周辺における利用施設については必要最小限にとどめ、宿泊施設等については、公園に近接する周辺地域の施設を有効に活用することとする。

利用施設の設置や維持管理に当たっては、水質の汚濁防止に配慮する。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

博物展示施設などを拠点とし、各施設の間での連携を進め、自然とのふれあい活動の実施・活動プログラムの作成・人材の育成の推進を図るものとする。

踏圧に弱い湿原植生や、タンチョウを始めとする野生生物への悪影響を避けるため、関係機関等の協力を得て必要な措置を講じるものとする。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域に係る取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（平成 17 年 12 月 26 日付け環自国発第 051226002 号）第 5 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成 12 年 8 月 7 日環自国第 448-3 号）において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	取 扱 方 針
<p>1 工作物の新築等 (1) 建築物</p>	<p>基本方針 主要な利用動線及び展望地からの風致景観の保全に留意するほか、付帯する排水設備等については、湿原生態系への負荷が小さくなるよう配慮する。</p> <p>デザイン・色彩・材料 屋根：原則として勾配屋根とし、色彩は焦げ茶色とする。 外壁：極力木材・石材などの自然材料を用いるものとし、その色彩は茶色、灰色、クリーム色若しくは白色系又は自然素材色とする。</p>
<p>(2) 道路</p>	<p>基本方針 貴重な野生動植物や湿原生態系の保全に配慮するとともに、主要な利用動線、利用拠点からの風致景観上の支障がないよう配慮する。</p> <p>付帯施設の取扱い 防護柵の設置に当たっては風致景観上の支障が少なくなるよう配慮し、色彩は灰色又は焦げ茶色とする。</p> <p>大型の視線誘導標は、風致景観上の支障が生じないように配慮し、交通安全確保上必要最小限の期間・範囲で設置する。支柱の色彩は原則として焦げ茶色とする。</p> <p>その他の付帯工作物の色彩は原則として焦げ茶色とする。</p> <p>法面処理方法 法面は土砂の流出・飛散を防止するとともに、風致景観上の配慮のため速やかに緑化又は植生導入工を施すこととし、緑化に当たっては極力在来種を用いるなど湿原生態系の保全に努める。</p> <p>擁壁は交通安全上必要最小限のものとし、風致景観の保護上重要な場所については、自然石又は自然石に模した材料を用いる。</p> <p>残土処理方法 残土は国立公園区域外に搬出する。ただし、国立公園区域内で風致の保護上支障のないよう適切に処理できる場合はこの限りでない。</p>

	<p>デザイン・色彩・材料</p> <p>色彩は白色、黒色、焦げ茶色を基調とする。</p> <p>極力自然材料を用い、周囲の自然と調和したデザインとする。</p>
5 水面の埋立て	<p>自然再生事業に係るもの以外については認めない。ただし地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの又は農業若しくは漁業に付随して行われる必要最小限のものについてはこの限りでない。</p>
6 土地の形状変更	<p>自然再生事業に係るもの以外については認めない。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの又は農業若しくは漁業に付随して行われる必要最小限のものについてはこの限りでない。</p>

イ 普通地域に係る取扱方針

湿原上流部の丘陵地、森林、周辺部の湿原、集落地及び農耕地等、特別地域の外縁部にあって、特別地域と一体の景観を成す地域については、建築物の色彩を統一するなど風景の保護に努めるよう関係機関等と連絡調整を図る。

タンチョウやキタサンショウウオ等の貴重な動物の生息する地域については、それらの生息環境の保全に配慮するよう関係機関等と連絡調整を図る。

また、湿原の集水域である地域については、湿原生態系の周辺環境保全という観点から関係機関等とも連携を図りその適正な保全に努める。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成17年10月1日付け環自国発第051001001号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針により取り扱う。

事業の種類	地区名等	取 扱 方 針
1 道路 (車道)	全路線	<p>基本方針</p> <p>道路の付け替え・改良に当たっては、貴重な野生動植物や湿原生態系の保全に配慮する。</p> <p>道路沿線や付帯駐車帯等の美化清掃を推進する。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>当該地の自然環境・風致景観等を勘案し、必要最小限の規模・構造とする。工作物の取扱いについては、3・(1)ア・1・工作物の新築等に準じる。</p> <p>法面処理方法</p> <p>法面は土砂の流出・飛散を防止するとともに風致景観上の配慮のため速やかに緑化又は植生導入工を施すこととし、緑化にあたっては極力在来種を用いるなど湿原生態系保全に努める。</p> <p>擁壁は交通安全上必要最小限のものとし、風致景観保全上重要な場所については、自然石又は自然石に模した材料を用いる。</p> <p>残土処理方法</p> <p>残土は国立公園区域外に搬出する。ただし、国立公園内で風致の保護上支障のないよう適切に処理できる場合はこの限りでない。</p>
	久著呂塘路線	<p>湿原北部を横断する道路であり、現在は一部砂利敷きである。</p> <p>規模は交通安全上必要最小限のものとし、改良に当たっては、土砂の流出・飛散の防止、地下水・表面水の移動の確保等湿原生態系に悪影響を及ぼさない工法を採用する。</p>
	北斗遠矢線	<p>湿原西側の丘陵地を南北に走る道路と湿原南部を東西に走る道路に分かれており、主要な利用動線となっている。</p> <p>改良は交通安全上必要最小限のものとし、土砂の流出・飛散の防止等湿原生態系に悪影響を及ぼさない工法を採用する。</p>

	標茶塘路線	<p>湿原東側を南北に走る道路であり、塘路湖及びシラルトロ沼等を結ぶ主要な利用動線であるとともに釧路から網走方面への重要な交通路でもある。</p> <p>改良は交通安全上必要最小限のものとし、土砂の流出・飛散の防止等湿原生態系に悪影響を及ぼさない工法を採用する。</p>
	細岡岩保木線	<p>達古武沼、細岡園地を經由して岩保木山に至る道路であり利用者が多い。</p> <p>未改良の部分の整備・改良に当たっては、当該地区全体の利用の在り方を検討した上で、土砂の流出・飛散の防止等を図り湿原生態系保全上及び風致景観上支障のないよう配慮する。</p>
	達古武沼線 シラルトロ沼線	<p>規模は現状程度とする。</p>
	宮島村との連絡線 村の岬線 宮島岬線	<p>周辺環境や湿原生態系への悪影響、風致景観上の支障を及ぼすおそれのある新改増築は認めない。</p>
2 道路 (歩道)	シラルトロ塘路線	<p>基本方針</p> <p>今後の再整備方針の策定については、特に野生動物など湿原生態系に与える影響等を十分に配慮する。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>当該地の自然環境・風致景観等を勘案し、必要最小限の規模・構造とする。工作物の取扱いについては、3・(1)ア・1・工作物の新築等に準じる。</p>
	細岡岩保木線	<p>基本方針</p> <p>整備に当たっては、特に野生動物への配慮、土砂の流出・飛散の防止などを図り、湿原生態系への悪影響がないようにするとともに風致上の配慮を行う。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>当該地の自然環境・景観等を勘案し、必要最小限の規模・構造とする。工作物の取扱いについては、3・(1)ア・1・工作物の新築等に準じる。</p>

	北海道自然歩道線	<p>基本方針</p> <p>既存の歩道を利用することとする。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>当該地の自然環境・景観等を勘案し、案内標識・自然解説等必要最小限の規模・構造とする。工作物の取扱いについては、3・(1)ア・1・工作物の新築等に準じる。</p>
3 道路 (自転車道)	釧路湿原探勝線	<p>基本方針</p> <p>ルートや構造の検討に当たっては、特に野生動物の生息に配慮し、土砂の流出・飛散の防止等を図り湿原生態系に与える悪影響のないようにするとともに、利用拠点からの風致景観上の支障がないよう配慮する。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>当該地の自然環境・景観等を勘案し、必要最小限の規模・構造とする。工作物の取扱いについては、3・(1)ア・1・工作物の新築等に準じる。</p>
4 宿舎	全域	<p>基本方針</p> <p>国立公園区域外の施設を有効に活用し、公園区域内の宿泊施設は必要最小限の規模・構造とする。</p> <p>デザイン・色彩・材料</p> <p>宿舎建物の取扱いについては3・(1)ア・1・(1)・建築物に準じる。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>当該地の自然環境・景観等を勘案し、必要最小限の規模・構造とする。工作物の取扱いについては、3・(1)ア・1・工作物の新築等に準じる。</p>
	シラト沼	<p>高さは現状程度にとどめ、既存施設の適正な維持管理・整備充実を図る。</p>
	宮島岬	<p>整備方針の検討に当たっては、湿原生態系への悪影響を及ぼさないようにするとともに、風致景観上支障がないよう配慮する。</p>

5 園地	シムト沼 達古武	<p>基本方針</p> <p>整備に当たっては、特に野生動物への影響に留意し、排水等による湿原生態系への悪影響がないようにするとともに風致景観上の配慮を行う。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>当該地の自然環境・景観等を勘案し、必要最小限の規模・構造とする。工作物の取扱いについては、3・(1)・ア・1・工作物の新築等に準じる。</p>
	赤沼南	<p>基本方針</p> <p>整備に当たっては、特に高層湿原の保全に留意するとともに風致景観上の配慮を行う。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>当該地の自然環境・景観等を勘案し、必要最小限の規模・構造とする。工作物の取扱いについては、3・(1)・ア・1・工作物の新築等に準じる。</p>
	温根内 塘路	<p>基本方針</p> <p>整備に当たっては、特に排水等により湿原生態系に悪影響を及ぼさないようにするとともに風致景観上の配慮を行う。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>当該地の自然環境・景観等を勘案し、必要最小限の規模・構造とする。工作物の取扱いについては、3・(1)・ア・1・工作物の新築等に準じる。</p>
	岩保木	<p>基本方針</p> <p>整備に当たっては、特に土砂の流出・飛散及び排水等により湿原生態系に悪影響を及ぼさないようにするとともに、風致景観保護の観点から建築物は必要最小限にする。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>当該地の自然環境・景観等を勘案し、必要最小限の規模・構造とする。工作物の取扱いについては、3・(1)・ア・1・工作物の新築等に準じる。</p>

	細岡 北斗展望台 鶴居展望台	<p>基本方針</p> <p>整備に当たっては、特に土砂の流出・飛散や排水等により湿原生態系に悪影響を及ぼさないようにするとともに風致景観上の配慮を行う。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>当該地の自然環境・景観等を勘案し、必要最小限の規模・構造とする。工作物の取扱いについては、3・(1)ア・1・工作物の新築等に準じる。</p>
	ヲコタン岬 宮島岬	<p>基本方針</p> <p>整備方針の検討に当たっては、湿原生態系に悪影響を及ぼさないようにするとともに、風致景観上支障がないよう配慮する。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>当該地の自然環境・景観等を勘案し、必要最小限の規模・構造とする。工作物の取扱いについては、3・(1)ア・1・工作物の新築等に準じる。</p>
6 博物 展示施設	塘路	<p>基本方針</p> <p>当該国立公園東側の公園利用の拠点として既存施設を有効に活用するとともに、必要な施設の拡充を図る。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>当該地の自然環境・景観等を勘案し、必要最小限の規模・構造とする。工作物の取扱いについては、3・(1)ア・1・工作物の新築等に準じる。</p>
	温根内	<p>基本方針</p> <p>当該国立公園西側の公園利用の拠点として既存施設を有効に活用するとともに、必要な施設の拡充を図る。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>当該地の自然環境・景観等を勘案し、必要最小限の規模・構造とする。工作物の取扱いについては、3・(1)ア・1・工作物の新築等に準じる。</p>

7 野営場	全地区	<p>基本方針</p> <p>自然にふれあう利用拠点及びエコツアー等の宿泊基地として、必要な整備を図り、適正な維持管理を推進するが、整備に当たっては、周辺の自然生態系及び風致景観の保全に支障がないよう十分配慮する。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>当該地の自然環境・景観等を勘案し、必要最小限の規模・構造とする。工作物の取扱いについては、3・(1)ア・1・工作物の新築等に準じる。</p> <p>管理運営方法</p> <p>利用者の安全確保を図るとともに、周辺生態系への悪影響を最小限とするため、排水・ゴミについて適正な処理を徹底する。</p>
	達古武 シムロ沼	<p>整備に当たっては、特に野生動物の保護に留意し、排水等により湿原生態系に悪影響を及ぼさないようにするとともに風致景観上の配慮を行う。また、自然再生事業の普及啓発を行う。</p>
	塘路	<p>特に排水等により湿原生態系に悪影響を及ぼさないようにするとともに風致景観上の配慮を行い、塘路博物展示施設とも連携を図り、必要な整備を図る。</p>
8 舟遊場	全域	<p>基本方針</p> <p>自然にふれあうための利用施設として、必要な整備を図るが、整備に当たっては、湖水環境や湿原生態系に悪影響を及ぼさないよう留意する。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>当該地の自然環境・景観等を勘案し、必要最小限の規模・構造とする。工作物の取扱いについては、3・(1)ア・1・工作物の新築等に準じる。</p>
	シムロ沼	<p>整備に当たっては、特に湖水環境の保全、利用者の安全確保に留意する。</p>
	塘路	<p>特に湖水環境の保全、利用者の安全確保に留意し、塘路博物展示施設との連携を図り必要な整備を図る。</p>
9 自然 再生施設	全域	<p>基本方針</p> <p>釧路湿原自然再生全体構想及び各実施計画に沿った整備を行う。</p>

4 地域の開発、整備に関する事項

(1) 生態系保全対策

当公園において行っている主な調査研究・事業は次のとおりである。

- 1 湿原生態系保全のためのモニタリング手法の確立に関する研究
(昭和63年～平成4年度)
- 2 希少野生生物種とその生息地としての湿原生態系の保全に関する研究
(平成5年度～平成9年度)
- 3 湿原生態系及び生物多様性保全のための湿原環境の管理及び評価システムの開発に関する研究 (平成10年度～平成14年度)
- 4 自然と人の共存のための湿原生態系保全及び湿原から農用地までの総合的管理手法の確立に関する研究 (平成15年度～平成17年度)
- 5 釧路湿原自然再生事業 (平成14年度～)
- 6 釧路湿原国立公園の指定に伴う地域経済への影響調査
(平成6年度～平成8年度)
- 7 流入河川定期水質調査 (平成4年度～平成15年度)
- 8 湿原景観定点写真撮影 (昭和63年度～)

今後とも、釧路湿原の優れた景観と豊かな生態系を厳正に保護することを主眼として、湿原の自然のメカニズムや生態的特性の実態解明を図るため、大学や関係研究機関等とも協力し、広範な調査研究を進め、必要な対策について検討を進める。

湿原の集水域は国立公園区域を越えて広範囲に渡っており、脆弱な湿原の保護を図るため、必要に応じて自然公園法以外の各種施策との連携を始めとする国、地方自治体、関係団体、土地所有者等と連絡調整を図る。

また、国立公園の適正な管理のためには、自然科学的調査研究のみならず、地域経済への影響調査、公園利用者の実態・意識の把握等の社会科学的な調査研究が必要である。大学や関係研究機関等と協力し、当国立公園の保護と適正な利用の推進に向け、調査研究を推進する。

(2) 自然公園施設

温根内博物展示施設及び塘路博物展示施設を拠点とした、自然とのふれあいを目的とした利用を推進するために必要な整備を図るが、整備に当たっては、周辺生態系への悪影響及び風致景観上の支障が生じないように配慮する。

既存の歩道については、利用者の安全確保を図るとともに、必要な再整備・補修を進める。

(3) 一般公共施設

釧路川の治水事業に係る施設の整備については、貴重な野生動植物や湿原生態系の保全に配慮するとともに、主要な利用動線及び利用拠点からの風致景観上の支障が少なくなるよう関係機関と調整を図る。

5 土地及び事業施設に管理に関する事項

国有財産の管理

環境省所管の土地・施設については、関係機関、釧路湿原国立公園連絡協議会、地元自治体、パークボランティア等の協力を得て適切な維持管理を図る。

6 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

ア 自然に親しむ運動

関係機関、釧路湿原国立公園連絡協議会及びパークボランティア等の協力を得て、利用拠点ごとに多様な自然と多様な公園利用者に対応した自然に親しむ運動の展開を図る。

自然に親しむ運動の立案・実施に当たっては、当該国立公園全体の自然ふれあいについての基本的な考え方を整理し、公園全体としての自然ふれあい方を効率的・効果的に推進する。

イ 博物展示施設の利用、運営

温根内博物展示施設及び塘路博物展示施設を当該国立公園における自然ふれあい型利用の拠点として、細岡ビクターズラウンジ等とも連携をとり、パークボランティアの積極的な活動を推進しつつ有効な活用を図る。

両施設の管理運営に当たっては、釧路湿原国立公園連絡協議会及び日本鳥類保護連盟釧路支部等の協力を得る。

ウ 自然探勝路の利用、管理

各歩道や園地等において、自然とのふれあいを推進するための方策を検討し、パークボランティア及び釧路湿原国立公園連絡協議会等の協力を得て、必要な施設（解説板・木道等）の整備・適切な維持管理を図る。

エ 解説板等の整備方針

「自然公園等事業にかかる公共標識の整備指針」(平成9年)及び「国際対応標識整備手法検討調査報告書」(平成16年)に基づき必要な解説板等の整備を図る。

(2) 利用の規制

ア 自動車・動力船の利用規制

特別地域の多くの部分は、車馬、動力船等の乗入れ規制区域に指定されている。関係機関とも連携を図り、規制の周知徹底を図る。

イ 野営の規制

野営場以外での野営は行わないよう、関係機関等と連携して指導する。

ウ 植生保護のための立入規制

釣人やカヌー利用者たちの湿原域への無秩序な立ち入りが植生保護上、湿原生態系保全上問題となりつつある。無秩序な立入を規制するために、関係機関等と協力し立入規制について合意形成を図るとともに、その趣旨の周知を図る。

エ その他スポーツ、レジャー、各種行為への対応

釧路川でのカヌー等手漕ぎボートの利用に当たっては、「釧路川保全と利用のカヌーガイドライン」(平成16年8月釧路湿原自然再生協議会作成)に沿った利用を行うよう周知徹底を図る。

その他の各種スポーツ、レジャー(乗馬、自転車、スカイスports等)及び各種行為への対応・指導については、湿原生態系への影響、風致景観上の支障等を十分考慮し、必要な規制事項及び利用指導方針の策定に向け関係機関等と連携調整を図る。

オ 自然利用のマナーの徹底

自然とのふれあい利用の増加に伴い、排泄物、ゴミ、踏み付け等による自然生態系への悪影響が懸念される。公園利用者に対し、利用に際して自然に与える悪影響を最小限とするよう関係機関と協力し、自然利用に対するマナーの周知徹底を図る。

(3) 利用者の安全対策

利用拠点等で整備した各種施設については、施設管理者が利用者の安全確保について徹底を図る。

施設を使わない公園利用者に対しては、当該利用(カヌー、スキー等)が潜在的に持つ危険性とその回避策等について、関係機関や関係団体等と協力して指導・周知徹底を図る。

7 地域の美化修景に関する事項

美化清掃計画

釧路湿原を美しくする会が国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカ―事業）により清掃活動を実施している。関係機関等とも連携を図り、当会の活動が円滑に進むよう指導する。また、主要な利用拠点及び主要な利用動線沿いについては、各施設管理者のほか、パークボランティア等の協力を得て美化清掃を推進する。

ゴミの持ち帰りについて、関係機関、関係団体と協力して、公園利用者、釣人等に周知徹底を図る。

8 その他

野火対策

特に春期及び秋期の湿原は枯れたヨシ、スゲ等が多くあり、火災が一旦発生すると大面積の焼失が懸念される。野火防止のため、関係機関と連携し、普及啓発活動を推進する。

また、野火の消火方法及び消火剤の選定については、湿原生態系保全上支障が少なくなるよう関係機関等と調整を図る。